

月形町 第2次総合保健福祉計画

- ◇ 健康増進計画(健康つきがた21)
- ◇ 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画
- ◇ 第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画
- ◇ 第2期地域福祉計画



平成 27 年 3 月

月 形 町

月形町 第2次総合保健福祉計画 目次

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の位置づけ.....	2
第3章 計画の期間.....	4

第2編 基本構想

第1章 福祉をめぐる全国的な動向.....	5
第2章 月形町をとりまく現状.....	7
1. 将来人口の見通し.....	7
2. 世帯の状況.....	9
3. 出生の状況.....	10
第3章 基本理念.....	11
第4章 基本目標と施策体系.....	12
1. 基本目標.....	12
2. 施策体系.....	14
第5章 計画の推進に向けて.....	16
1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築.....	16
2. 地域資源の把握・有効活用.....	16
3. 計画の点検・評価.....	16

第3編 健康増進計画（健康つぎがた21）.....別冊にて作成済

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景
2. 計画策定の目的
3. ヘルスプロモーションの考え方
4. 計画の位置づけ・計画期間
5. 計画の策定方法
6. 計画策定専門部会の役割

第2章 月形町の健康をとりまく状況

1. 月形町の概況
2. 医療費の状況（月形町国民健康保険加入者分）
3. 健康診断の状況

第3章 月形町民の健康生活の実態と健康づくりの目標・取り組み

1. 計画の体系と見方
2. 親子期（乳幼児、学童、思春期）（0歳～18歳まで）
3. 成人期（19歳～74歳まで）
4. 高齢期（75歳以上）

第4編 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の根拠法と位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定方法

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 人口等の動向
2. 高齢者の実態調査
3. 介護保険事業の実施状況

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標
2. 施策の基本方向
3. 施策体系

第4章 高齢者施策の展開

1. 安心して暮らせる環境づくり
2. 健やかに暮らせる環境づくり
3. 社会参加と支え合いの体制づくり

第5章 介護保険事業の見込み

1. 保険料算定の流れ
2. 将来フレーム
3. サービス見込量の推計
4. 保険料の推計

第5編 第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の根拠法と位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の期間
5. 計画の策定方法

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の状況
2. 障がい者支援事業者の状況
3. 障がい者基本計画の実施状況

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標
2. 施策の基本方向
3. 施策体系

第4章 障がい者施策の展開

1. 地域生活の支援基盤づくり
2. 社会参加の支援体制づくり
3. とともに生きるまちづくりの推進

第5章 第4期障がい福祉計画

1. 障がい福祉計画の方向性
2. 障がい福祉計画の基本方針
3. 第3期障がい福祉計画の実施状況
4. 平成29年度における数値目標
5. サービス見込み量及び確保のための方策

第6編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の役割と位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況
2. 結婚・就業の状況
3. 子育て環境
4. アンケート結果

第3章 基本理念・視点・目標

1. 行動計画の基本理念
2. 計画の基本的な視点
3. 基本目標

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 推計人口
2. 幼児期の教育と保育
3. 地域子ども・子育て支援事業

第5章 子ども・子育て支援の取組・事業

1. 施策の体系
2. 具体的施策
3. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画推進のために

1. 計画推進に向けて

第7編 第2期地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 地域福祉とは
3. 計画の対象者
4. 計画の担い手
5. 計画の位置づけと期間
6. 計画の策定方法

第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 地域福祉を支える活動
2. 地域の交流活動

3. バリアフリー化の状況

第3章 地域福祉計画の実施状況

1. 地域福祉計画の実施状況
2. 福祉関連事業者ヒアリング

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標
2. 基本施策
3. 施策体系

第5章 施策の展開

1. 福祉のまちの土壌づくり
2. 人にやさしいまちづくりの推進
3. 利用者本位のサービス提供体制づくり

資料編

月形町総合保健福祉計画策定委員会条例

月形町総合保健福祉計画策定委員会 委員名簿

月形町総合保険福祉計画 策定経過

月形町子ども・子育て会議条例

月形町子ども・子育て会議 委員名簿

月形町子ども・子育て支援事業計画 策定経過

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

国が進める福祉施策は「措置から契約へ」「利用者自身の選択と決定へ」という社会福祉改革の流れのなかで、利用者本位、在宅福祉重視、地域での自立支援、サービス供給体制の多元化などが進められています。

このようにサービス利用者が自ら選択し決定する福祉へと転換するなかで、平成17年に制定された「障害者自立支援法」とその流れを汲む「障害者総合支援法」、また、平成27年からの介護保険制度の改正などの制度改革に共通する特徴は、住み慣れた地域での在宅生活の維持を目指し、地域での生活支援を充実するという地域福祉志向を強めていることにあります。

月形町では、平成18年度から総合保健福祉計画に基づき、「まんまるはーとで 健やかな福祉社会づくり」を基本理念として保健福祉の施策を進め、着実にその成果を上げてきました。

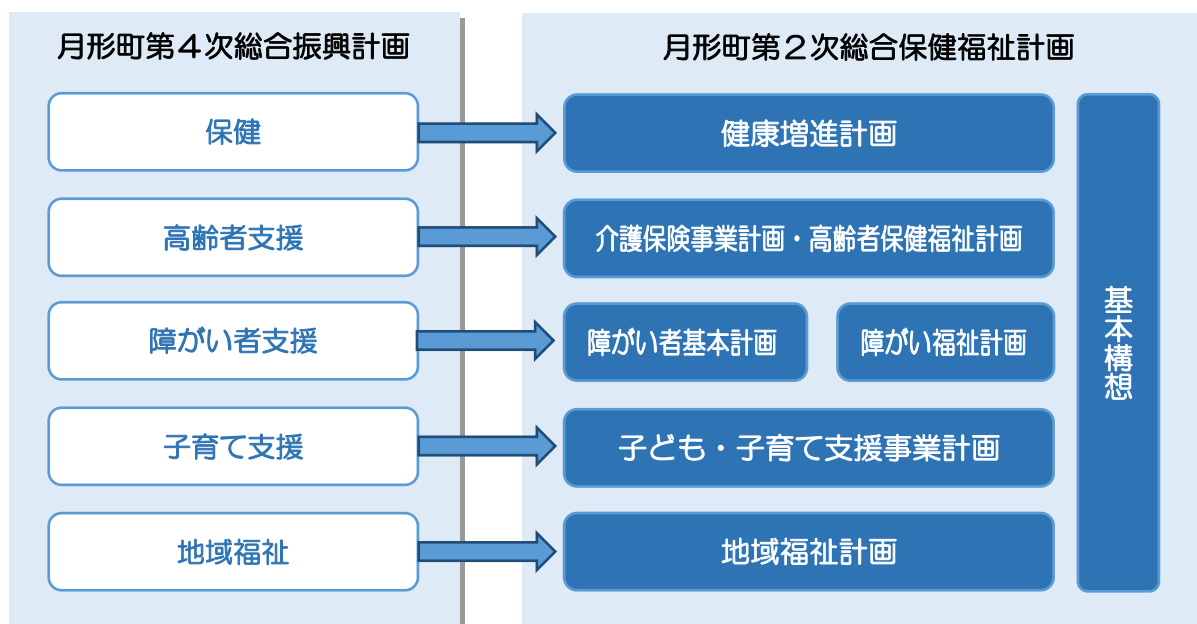
平成27年度からは「月形町第4次総合振興計画」を基本としてまちづくりを進めていきますが、その保健福祉分野では、施策方針として「みんなにやさしく健やかなつきがた」を掲げ、「保健・医療」「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て支援」「地域福祉」「社会保障」の6分野に沿った施策を展開します。

「月形町第4次総合振興計画」の施策体系に沿い、「月形町第2次総合保健福祉計画」は町の保健福祉分野における課題に的確に対応するため、国が示す方向を踏まえつつ、社会保障を除く、保健、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、地域福祉の分野別保健福祉計画を1つの計画として集約し、本町が進むべき総合的な保健福祉の方向性の明確化を図るために策定します。

第2章 計画の位置づけ

本計画は、月形町のまちづくりの基本的方向性を定める「月形町第4次総合振興計画」に即した、保健福祉に関する総合的な計画です。保健福祉の各施策を保健分野、高齢者保健福祉分野、障がい者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野に分け、これらすべてを包含し計画全体の方向性を示す基本構想から構成されています。

月形町第2次総合保健福祉計画の位置づけ



本町では、「月形町次世代育成支援行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えることから、子どもの成長・子育て支援に関する総合的な計画である「次世代育成支援行動計画」と、幼児期における学校教育、保育、地域の子育て支援についての計画である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定します。

分野別計画の法的位置づけ

分野	分野別計画	根拠法
保健	健康増進計画	健康増進法
高齢者支援	介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画	介護保険法、老人福祉法、老人保健法
障がい者支援	障がい者基本計画	障害者基本法
	障がい福祉計画	障害者総合支援法
子育て支援	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て3法、次世代育成支援対策推進法
地域福祉	地域福祉計画	社会福祉法

第3章 計画の期間

本計画の計画期間は、「基本構想」「第2期障がい者基本計画」「第2期地域福祉計画」については、平成27年度から、「月形町第4次総合振興計画」の計画期間である平成36年度までの10年間とします。

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の規定により、平成27年度から平成31年度までの5年計画です。

「第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画」は、介護保険法の規定により、平成27年度から平成29年度までの3年計画です。

「第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の規定により、平成27年度から平成29年度までの3年計画です。

なお、「健康増進計画」は、法的な計画期間の規定はありませんが、平成24年度から平成33年度までの10年計画として策定済みです。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	
月形町第4次総合振興計画											
基本構想	→										
基本計画	→					→					
月形町第2次総合保健福祉計画											
基本構想	→										
健康増進計画	→										
介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画	→			→			→				
障がい者基本計画	→										
障がい福祉計画	→			→			→				
子ども・子育て 支援事業計画	→					→					
地域福祉計画	→										

第2編 基本構想

第1章 福祉をめぐる全国的な動向

今日、少子高齢化の進展とともに、保健、医療、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、各種の社会保障制度も大幅な見直しが進められてきました。

計画の策定にあたっては、次のような全国的な動向に留意しています。

(1) 人口減少社会の到来

総務省の「国勢調査報告」及び人口推計によると、我が国の人口は、平成 20 年に約 1 億 2,769 万人で初めて減少に転じており、また、平成 24 年 1 月公表の「日本の将来推計人口」においても、今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来すると見通しが示されています。

このような人口の減少や高齢化の進展により、人口増加を前提に設計された社会保障制度全般はもとより、様々な産業政策、都市基盤政策などの社会経済システムは、見直しを余儀なくされています。

(2) 高齢化の進展

平成 22 年国勢調査によると、我が国の全人口の 23%が 65 歳以上であり、現代は、高齢社会のただ中にあります。月形町の高齢化率は全国平均と比べて高く、平成 32 年には高齢者人口が 40%を超えることが予想されています。

一方、生産年齢人口の減少は、経済成長率の低下や、経済発展のための投資余力の減少などを招き、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。

また、65 歳以上の高齢者が増加することで、高齢者の考え方や価値観、経済・余暇活動の多様化が予想されます。高齢者の培ってきた知識や経験を活かした雇用や新産業の隆盛、地域活動の担い手としての活躍が期待されることから、地域活動やボランティアなどへの参加支援を強化することが求められます。

(3) 健康寿命*の延伸

高齢化の進展により、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病や要介護状態にある人が増加しており、誰もがより長く質の高い生活を送るためには、治療よりも予防を重視した施策への転換がますます重要になっています。

健康増進法に基づく 21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21」においては、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上のための目標が提示されており、町民・事業者・行政等が一体となって健康づくりに取り組むことが重要です。

*健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間。

(4) 多様化するニーズへの対応

近年、少子高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に様々な課題が顕在化してきた一方で、一人ひとりの価値観や考え方が多様化し、福祉の捉え方も変化してきました。介護などの福祉サービスに対するニーズだけでなく、充実した生活を送るための社会参加や生きがいづくりなど、これまでの福祉サービスでは対応できなかったことも求められるようになっていきます。

また、一方、生活不安や貧困、虐待、孤立死、自殺、配偶者等からの暴力被害、ホームレス、ニートなどの深刻かつ困難な課題についても対応が求められるなど、保健福祉施策に対する需要が複雑化かつ多様化しており、従来の社会保障制度の枠組みでは十分に対応することが困難なケースも増加しています。

今後も、地域で求められているニーズは何かを常に発掘し、把握できる仕組みづくりが必要です。

(5) 共助による地域福祉の推進

これまでの公的な福祉サービスは、主に、高齢者や障がいのある人など対象者ごとに推進されてきましたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、公的な福祉サービスと併せて、地域における「共助」の領域を拡大、強化しての取組みとすることが求められています。

第2章 月形町をとりまく現状

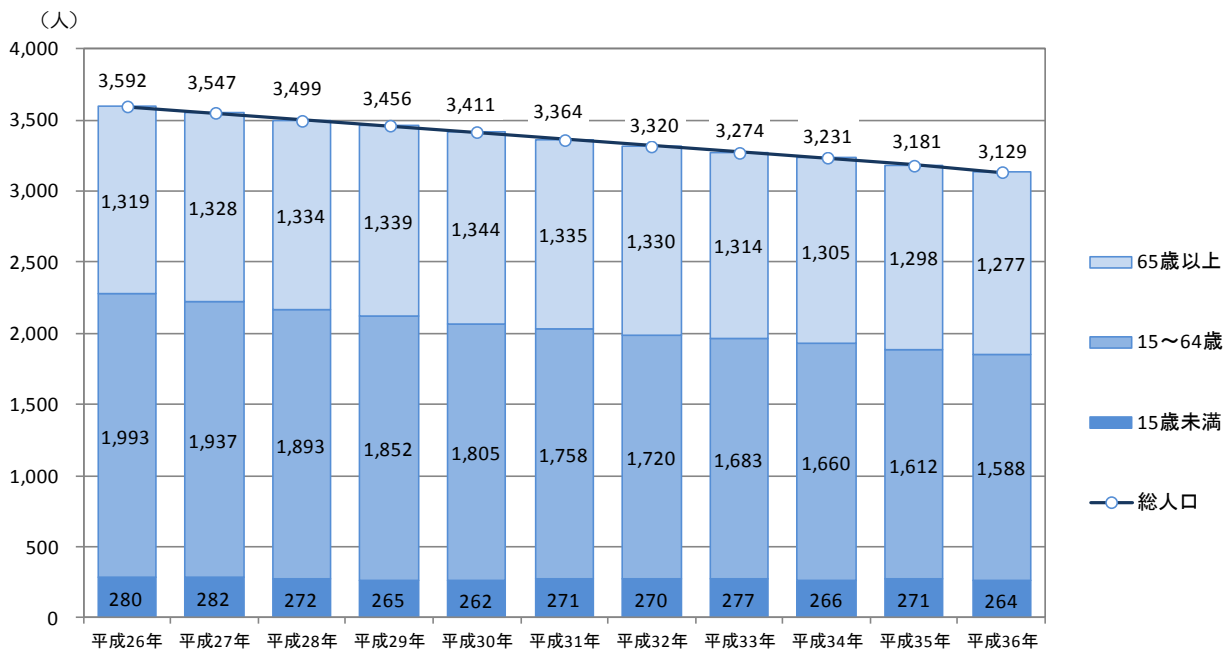
1. 将来人口の見通し

本町の総人口は平成 26 年の住民基本台帳人口では、3,592 人ですが、将来は減少傾向で推移し、平成 31 年は 3,364 人（6.3%減）、平成 36 年には 3,129 人（12.9%減）になると推計されます。

15 歳未満（年少人口）と 15～64 歳（生産年齢人口）は概ね減少傾向となっていますが、65 歳以上（老年人口）は平成 30 年の 1,344 人でピークとなり、その後減少に転じる見込みとなっています。

なお、総人口の推計は、住民基本台帳による将来人口を基準とします。

人口推計結果（年齢区分別人口）

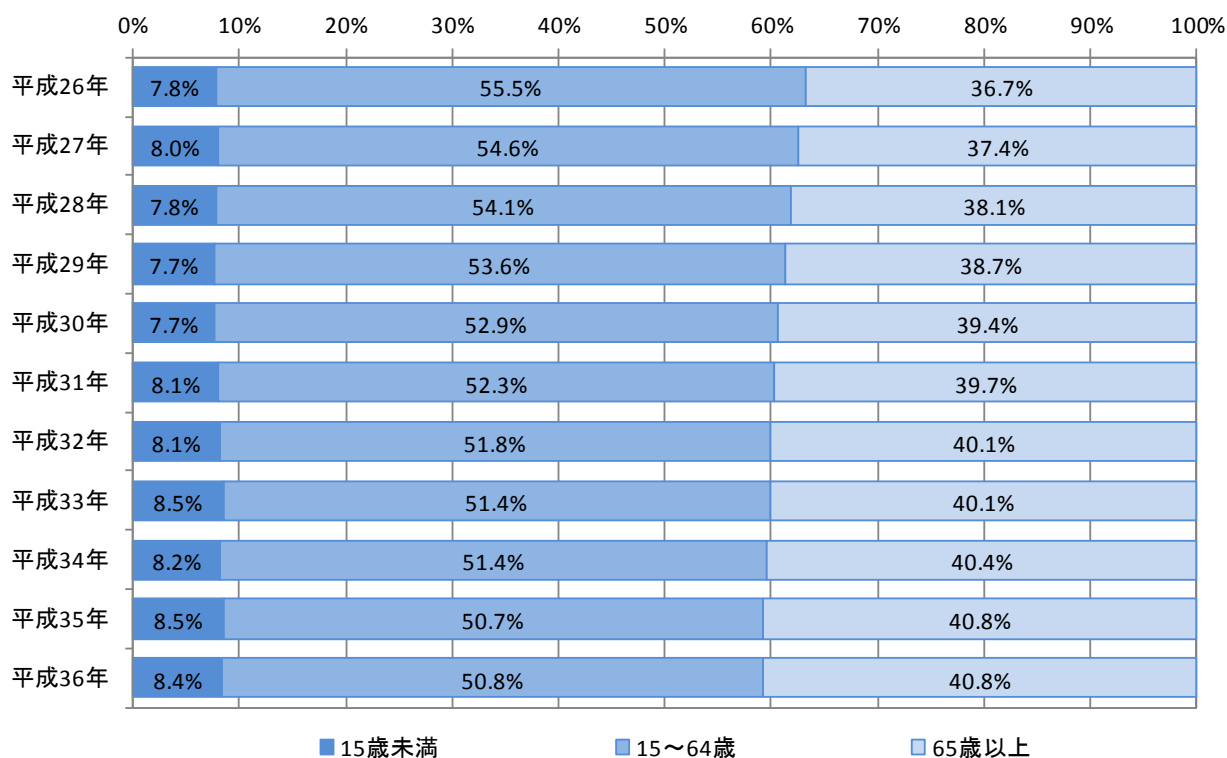


資料／平成 26 年：住民基本台帳人口（10月 1 日時点）
平成 27 年以降：推計値（コーホート変化率法）

人口推計を年齢区分別の構成比で見ると、平成26年10月1日の住民基本台帳人口において、高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）は36.7%となっており、北海道の26.2%（平成25年3月31日現在）、南空知の31.9%と比較すると高く、高齢化が進んでいる状況にあります。

平成27年以降、15歳未満の割合は概ね横ばいで推移し、15～64歳は減少傾向、65歳以上は増加傾向となり、年を追うごとに高齢化が進行することが予想されます。

人口推計結果（年齢区分別構成比）



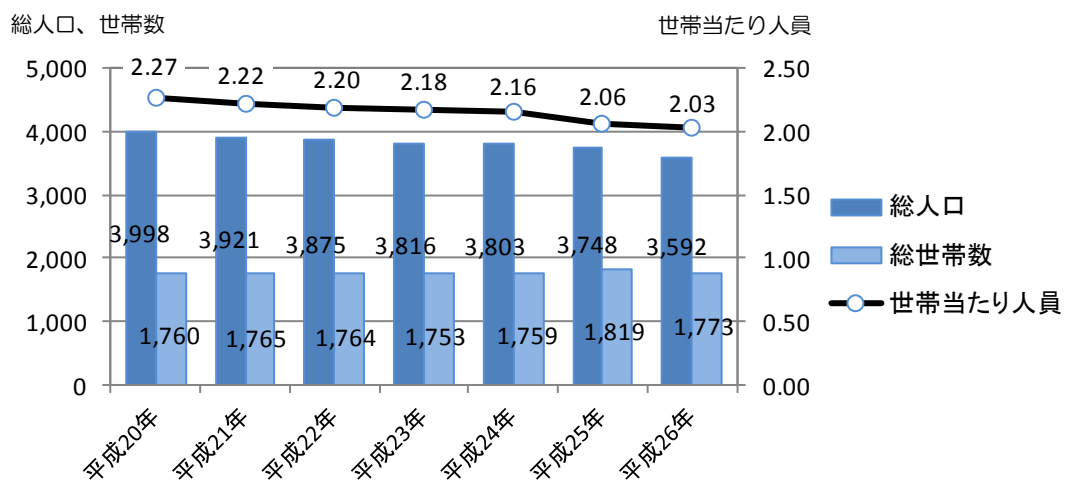
資料／平成26年：住民基本台帳人口（10月1日時点）
平成27年以降：推計値（コーホート変化率法）

2. 世帯の状況

総世帯数は、平成 20 年の 1,760 世帯から増加傾向にあり、平成 25 年には 1,819 世帯（3.4%増）となっています。総人口は減少傾向にあるため、世帯当たりの人員は平成 20 年の 2.27 人から平成 25 年には 2.06 人まで減少している状況です。

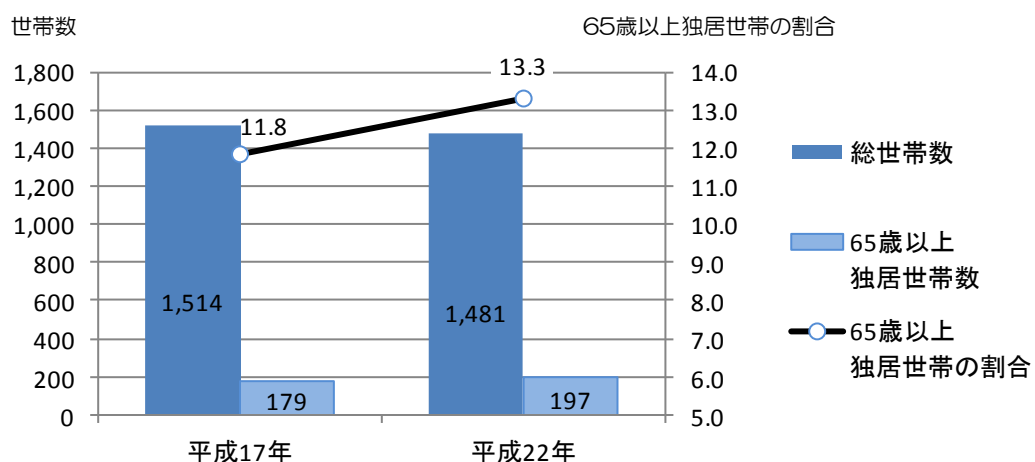
国勢調査による総世帯に占める 65 歳以上の独居世帯数は、平成 17 年調査は 179 世帯（11.8%）でしたが、平成 22 年調査では 197 世帯（13.3%）に増加しており、今後予想される高齢者数の増加とともに、独居世帯数は増加すると見込まれます。

総人口と総世帯数



資料／住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

総世帯数と65歳以上独居世帯数

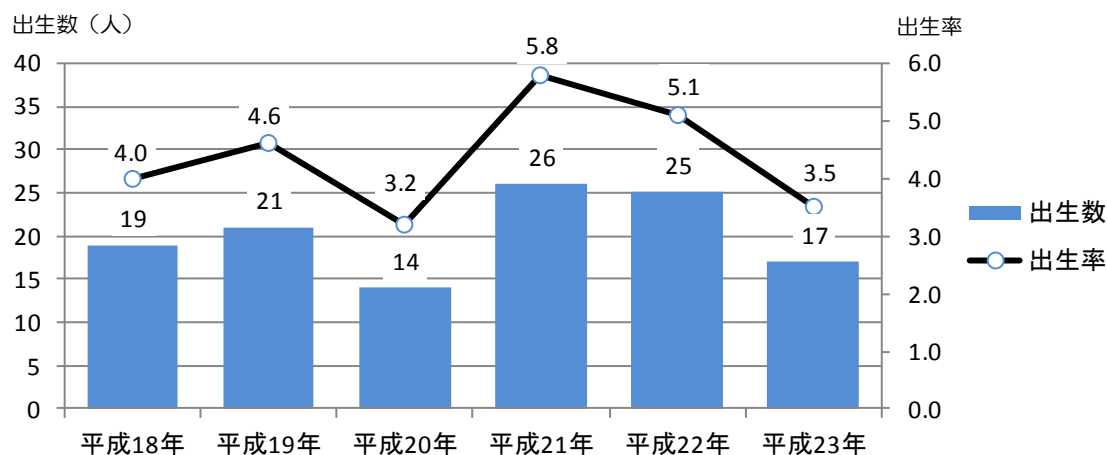


資料／国勢調査

3. 出生の状況

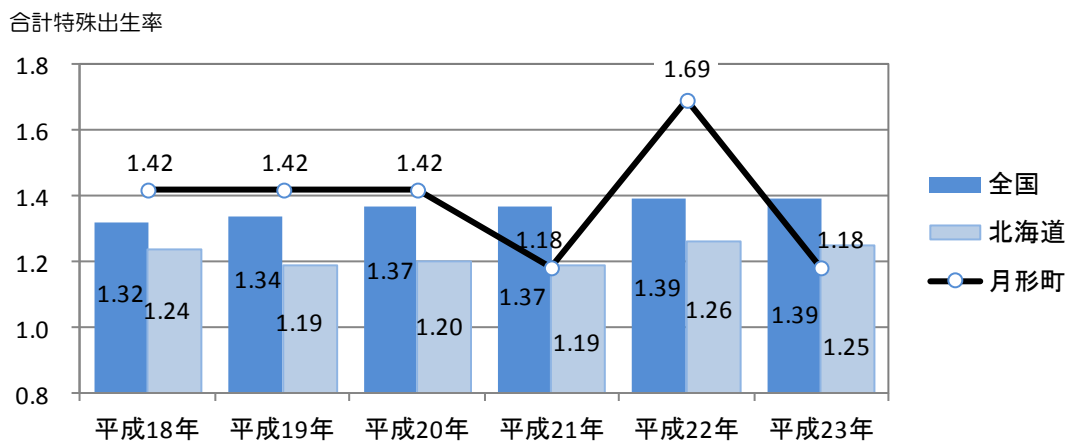
出生数および出生率※¹は年によってばらつきがありますが、平成21年からは減少傾向となっています。合計特殊出生率※²は、本町は全国・北海道と比べて高い状況にありましたが、平成23年は全国・北海道よりも低い状況となっています。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08とされていることから、現在の水準のままで推移すると、少子化が進行することが予想されます。

出生数と出生率の推移



資料／空知地域保健情報年報

合計特殊出生率の推移



資料／全国、北海道：人口動態統計、月形町：空知地域保健情報年報

※1 出生率：人口千人当たりの出生数

※2 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数

第3章 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人など、日常的な介護や支援を必要とする人、深刻な課題を抱えている人、自立して生活できる人がともに生活しています。

個々人が抱える課題の背景には様々な要因がありますが、少子高齢化や社会経済情勢の変化とともに、家庭、地域社会、企業などの相互扶助機能が低下していることとも深い関わりがあり、これらの課題の解決に向けて、町民、事業者、行政などが、自らできることを実践しながら、相互に支え合い、すべての町民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

本町の保健や医療、福祉については、開拓の基点としての性格から、早くから医療機関が整備されるとともに、民間により高齢者や障がい者などのための入所福祉施設が多く整備され、町外から介護や支援を必要とする人を多く受け入れてきた歴史に特徴があります。これらの施設とともに暮らすなかで、困っている人を助ける、町民どうし支え合うといった福祉の土壌が古くから根づき、今もそうした精神が息づいています。

「共生・自立のまちづくり」を基本理念とした「月形町第4次総合振興計画」では、保健福祉分野の目標として「みんなにやさしく健やかなつぎがた」が設定されました。

本町が持つ福祉の土壌を今後も継承し、さまざまな立場の町民がお互いを認め合い、助け合いながら共生するまちづくりを実現するため、「月形町第4次総合振興計画」の目標を「月形町第2次総合保健福祉計画」の基本理念と定めることとします。

基本理念

みんなにやさしく健やかなつぎがた

第4章 基本目標と施策体系

1. 基本目標

基本理念「みんなにやさしく健やかなつきがた」のもと、「保健」「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て支援」「地域福祉」の5つの分野で、めざすべき基本目標を定めます。

《保健》 みんなが健やかで心豊かに生活できるまち

町民の健康増進を図り、住民の主體的な健康づくりを支援していくため、「病気や障がい等の有無にかかわらず、住民同士の関わりの中で全ての年代の住民個人が役割や生きがいを持ち続けられるまち」をめざします。

また、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病を予防する「一次予防」に重点を置いた施策を充実させ、健康で自立して暮らすことができる期間「健康寿命」の延伸を図ります。

町の特性や健康課題に対応した行動計画を、平成24年度に策定した「第3編 健康増進計画（健康つきがた21）」に示します。

《高齢者支援》 高齢者が安心していきいきと暮らせるまち

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちをめざして、保健・福祉の関係者が地域の皆さんと連携・協力していく環境づくりを進めます。

また、介護など支援を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づく介護サービスを提供するとともに、できるだけ長く在宅で自立した生活を続けられるよう、介護保険サービス以外のきめ細かい生活支援サービスの充実を図ります。

高齢者を支援する施策の具体的な内容や今後の介護保険事業の見通しについては、「第4編 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画」に示します。

《障がい者支援》 障がい者と共に生き、支え合うまち

障がいのある人もない人も、共に地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人としての人権を尊重し、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活していけるまちづくりをめざします。

そのため、障がい福祉サービスを提供するとともに、地域の特色あるサービスを展開するため地域生活支援サービスの一層の充実を図ります。

障がい者を支援する施策や、全ての町民を対象とする障がい福祉に関する施策を「第5編 第2期障がい者基本計画」に、障がい者を支援するためのサービス等の必要量や体制の確保方を同編「第4期障がい福祉計画」に示します。

《子育て支援(基本理念)》 子どもと親と地域でつくる自然と笑顔あふれるまち

将来のまちの担い手である子どもの健やかな育ちと子育てを支え、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるまちづくりをすすめます。

多様なニーズに対応した教育・保育サービス、子育て不安を解消するための相談支援と情報提供、親子や親同士の交流など、子ども・子育てを支援する施策を質・量ともに充実させます。また、家庭、学校、地域、職域などあらゆる場面で、子ども・子育て支援の重要性を認識し、それぞれの場で役割を果たす体制づくりに努めます。

子ども・子育て支援に関する具体的な施策を「第6編 子ども・子育て支援事業計画」に示します。

《地域福祉》 地域で支え合い、つながりのあるまち

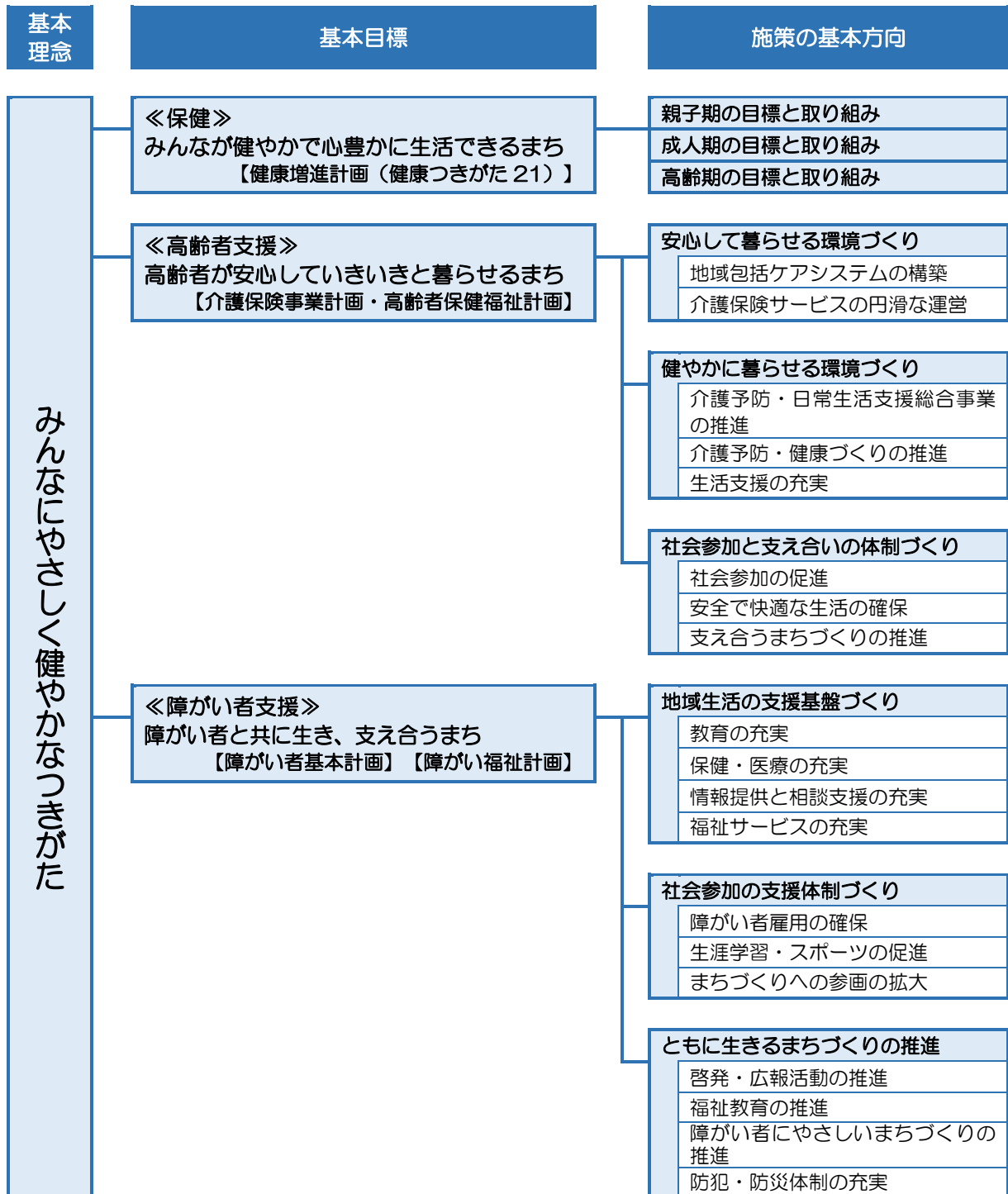
何らかの手助けや支援を必要としている人たちが抱える様々な課題を、自分たちが住んでいる「地域」を中心に住民が一体となって考え、お互いに思いやりをもち、支え合い、助け合うまちづくりの推進に努めます。

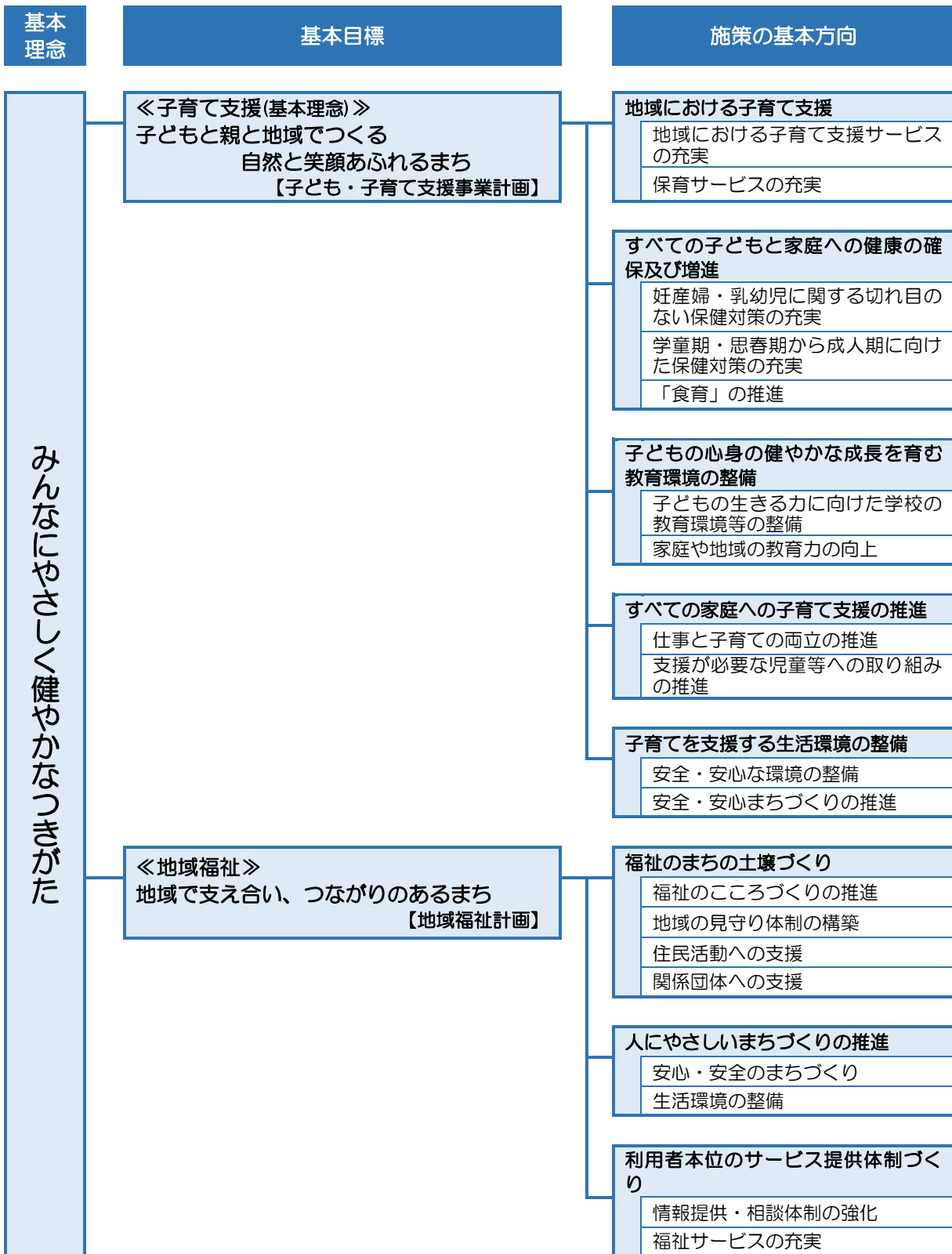
そのため、地域における支え合い意識の啓発や公的な福祉サービスの利用だけでなく、行政区やボランティア、NPO 法人などの地域活動が活発化するよう働きかけ、地域福祉力の向上に努めます。

さらに、地域福祉の実践において中心的な役割を担う月形町社会福祉協議会の体制強化を支援するとともに、保健福祉総合センター、町立病院、町内の福祉関連事業所と連携し、保健・医療・福祉のネットワーク化を一層すすめます。

これら地域福祉に係る具体的な施策を「第7編 第2期地域福祉計画」に示します。

2. 施策体系





第5章 計画の推進に向けて

1. 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

2. 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で支援を必要としている人を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

3. 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

